

龍ヶ崎市市民協働推進委員会委員名簿

(R4. 7. 1現在)

No.	氏 名	選出区分	所 属	備考
1	福井 一喜	学識経験者	流通経済大学 社会学部准教授	
2	深澤 幸子	公募の市民		
3	松田 百合子	公募の市民		
4	伊藤 實	公募の市民		
5	飯田 光也	公募の市民		
6	稲川 めぐみ	公募の市民		
7	佐藤 真智子	その他市長が必要と認める者	特定非営利活動法人 ユーアンドアイ代表	
8	小林 克己	その他市長が必要と認める者	元・人権擁護委員	
9	島村 宏之	その他市長が必要と認める者	龍ヶ崎市市民活動センター長 (指定管理者：特定非営利活動法人 茨城県南生活者ネット副代表)	

※ 委員の任期：2年（令和4年7月1日から令和6年6月30日まで）

○龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例

平成 26 年 3 月 28 日

条例第 14 号

改正 平成 27 年 6 月 30 日 条例第 27 号

平成 30 年 3 月 22 日 条例第 10 号

(設置)

第 1 条 協働によるまちづくりの推進と市民活動の促進を図るため、龍ヶ崎市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に対して提言するものとする。

- (1) 市民協働の総合的な施策の実施に関する事項
- (2) 地域の団体等及び市が協働で実施する事業の促進に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募の市民（龍ヶ崎市まちづくり基本条例（平成 26 年龍ヶ崎市条例第 58 号）第 3 条第 1 号に規定する市民（法人その他の団体を除く。）をいう。）
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集す

る。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部コミュニティ推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年6月30日条例第27号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。
(龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例(以下この項において「改正前の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市市民協働推進委員会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市市民協働推進委員会条例(次項において「改正後の条例」という。)に規定する龍ヶ崎市市民協働推進委員会の委員(次項において「委員」という。)として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。
- 5 この条例の施行の日から平成28年6月30日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の条例第4条の規定にかかわらず、平成28年6月30日までとする。

付 則 (平成30年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

市民活動支援制度の見直しについて

≪ 現状の制度 ≫

- 1 市民活動ステップアップ補助金
- 2 協働事業提案制度

（ 1 市民活動ステップアップ補助金とは・・・ ）

平成 25 年度より、「龍ヶ崎市市民活動ステップアップ補助金交付要綱」に基づき実施。設立後間もない市民活動団体の運営の安定化、及び市民活動の活性化を促進するため、必要な経費に対して補助金を交付する制度。制度の概要は以下のとおり。

対象となる団体と要件	設立から2年以内の団体で、補助金の交付申請前に6か月間の活動実績があること。 市内に在住、在勤又は在学する者5人以上で構成された団体で、市内に活動拠点があること。
補助金の交付額	上限 10 万円（下限 1 万円）
補助率	90%以内（残りの 10%は会費等での自助努力を促す）
交付回数	1 回限り
審査方法	審査機関は設けず、補助対象団体適格性審査書による審査により決定。

（ 2 協働事業提案制度とは・・・ ）

平成 23 年度より、「龍ヶ崎市協働事業提案制度実施要綱」に基づき実施。地域の課題や社会的課題の解決を目指した事業を市民と市が実施するに当たり、その事業内容や事業費負担を含めた役割分担について提案を募集。提案書や公開プレゼンテーションの内容を市民協働推進委員会で審査した後、その結果を市長に提言する制度。制度の概要は以下のとおり。

協働事業として提案できる事業（要綱第4条第1項）

- (1) 協働事業を提案する市民団体が担うことが可能であること。
- (2) 市民団体と市が協働することによって、相乗効果が生じると認められること。
- (3) 地域課題、社会的課題等の課題につながること。
- (4) 市との役割分担が明確かつ妥当なものであること。

市民提案型	市民団体自らの企画による協働事業。そのテーマにあった担当課と提案した市民団体が役割分担の上、事業を実施。補助率 100%（事業に直接要する経費）で、経費負担は原則 100 万円を限度とするが、市の歳出削減効果が見込めるものはこの限りではない。事業は単年度実施で、決定を受けた年度の翌年度に事業実施となる。同一内容の提案は、初めて行った年度から5年度以内の期間に限り行うことができ、採択回数は通算3回を限度としている。
行政提案型	市があらかじめテーマ、事業等の概要を示し、これに基づき市民団体が具体的な内容を提案する協働事業。事業の経費負担は事業に係る予算の範囲内。
アイデア提案	市政全般にわたる施策へのアイデアを募集。テーマは問わない。

< 提案件数 >

	市民提案型		行政提案型		
	提案件数	採択件数	募集件数	応募件数	採択件数
平成23年度	3	1	4	2	2
平成24年度	4	3	4	0	—
平成25年度	2	2	2	1	1
平成26年度	1	1	1	0	—
平成27年度	3	3	1	0	—
平成28年度	5	4	0	—	—
平成29年度	1	1	0	—	—
平成30年度	2	1	1	1	1
令和元年度	1	1	2	0	—
令和2年度	3	3	1	1	1
令和3年度	1	1	0	—	—

≪ 現状の課題（協働事業提案制度） ≫

【 市民団体側の課題 】

- ① 申請書の作成や公開プレゼンテーションなど、提案する際のハードルが高い。
- ② 補助割合が100%のため、協働事業終了後の事業継続性が保てない。
- ③ 提案の翌年度に事業実施のため、市民団体の機運が高まっているときに事業が実施できない。

【 行政側の課題 】

- ① 要綱第4条第1項で提案できる事業は、「地域課題・社会的課題につながること」や「協働することによる相乗効果」と規定されているが、提案される事業が行政側で相乗効果を生じると思える事業ではなく、引き受ける担当課がない。
- ② 市民提案型の場合、自由テーマであるため、事業担当課にとっては新規事業となり、提案団体との調整に多くの時間を割かれ、引き受ける余裕がない場合が出てくる。
- ③ 役割分担の明確化が難しく、行政に対する期待や要望等が大きくなり過ぎることがあり、行政の負担が増える。（人も補助金も出してほしい。）

⇒ 上記の課題に加え、「協働事業提案制度の見直しが必要である」との龍ヶ崎市市民協働推進委員会でのこれまでの意見等を踏まえた上、新たな補助金制度を創設する。

≪ 新たな補助金制度の創設（案） ≫

- ① 公開プレゼンテーションを廃止する。⇒申請するハードルを下げる。
- ② 補助率を100%としない。⇒市民活動団体側に一定の自己負担を求めることで、市民団体自ら収入源を確保していくことになるため、補助金交付終了後も事業継続の準備ができる。
- ③ 申請年度に補助金を交付する。⇒機運が高まっているときに事業実施できる。

⇒ 協働事業提案制度を廃止し、市民活動ステップアップ補助金の拡充を図るイメージを予定（2つの補助金制度を統合し、1つに改める）

令和4年度市民協働推進委員会年間スケジュール（予定）

7月7日（木） 午後2時～ 市役所5階 全員協議会室	第1回市民協働推進委員会 ・委嘱状の交付 ・委員長及び副委員長の選任について ・市民協働推進委員会の役割について ・市民活動支援制度の見直しについて ・今後のスケジュールについて
7月23日（土）・24日（日） 午後7時～9時 <会場> ・米町イベント広場 ・石蔵館広場	協働事業（市民提案型）の実施 ・竹灯籠アート2022「籠KOMERU」 （主催：龍ヶ崎機関車推進協議会） ⇒2会場に計8,000本の竹灯籠アートを展示することにより、龍ヶ崎市の知名度アップ及び来訪者の増加を図り、商店街に活気を呼び込み、まちに賑わいを取り戻すことを目的とした令和3年度の採択事業。補助金額745,000円。事業担当課はコミュニティ推進課。
8月10日（水） 午後2時～ 市役所5階 全員協議会室	第2回市民協働推進委員会 ・市民活動支援制度の見直しについて ⇒新たな補助金制度の案を提示し、以後の内容決定に向け、委員会での意見等を聴取します。
10月頃	第3回市民協働推進委員会 ・市民活動支援制度の見直しについて ⇒確定した新たな補助金制度の概要を説明し、委員会での承認をいただきます。併せて、新制度への移行に伴う委員会のあり方や役割等に関する意見等を聴取します。なお、この第3回委員会後、新年度予算の計上及び要綱制定などの作業に入ります。
2月，3月頃	第4回市民協働推進委員会 ・市民活動支援制度の見直しについて ⇒新たな補助金制度の要綱を提示するとともに、確定した令和5年度以降の委員会のあり方や役割等の説明を行います。 ・令和4年度協働事業実施団体による事業報告 ⇒龍ヶ崎機関車推進協議会より、竹灯籠アート2022「籠KOMERU」の事業報告を受け、委員会では今後の助言等をいただきます。

※ このスケジュール案は、第3回委員会以降に関しては現時点での予定であり、開催回数・開催月・内容が変更となる場合がございます。